

各務原市交通安全協会 協会名称改名規則

令和2年7月1日

第5号

(目的)

第1条 この規則は、当協会監査勧告第16号により、協会名称を変更することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(名称の変更)

第2条 改名を行う名称は 各務原市交通安全協会 とし、改名後の名称は第4条に定める適用時期に改正する協会会則の第1条に定める通りとする。

(改名の適用)

第3条 協会名称の変更は、次に掲げるもののうち、従前の協会名が示されている箇所を変更する形で適用する。

- 1 服装規則に定める被服、帽子および反射ベスト
- 2 啓発物品規則に定める看板、旗、幕および車両用磁石シート
- 3 協会員規則に定める名札等
- 4 自動車、その他車両
- 5 機関紙、広報紙
- 6 広告
- 7 ウェブサイト
- 8 その他、協会名称の記載があるもの

(改名の適用時期)

第4条 協会名称の変更の適用時期は、令和2年10月1日とする。

ただし、前条1、2、3および4は、この規則の施行の際現に協会員に貸与され、または使用されているものには適用せず、更新時期が到来したときから適用する。

(改名の過渡期)

第5条 過渡期においても、改名後の名称を使用するものとする。

(改名後)

第6条 改名の適用時期が到来した後、協会員は、改名後の名称を使用するものとし、従前の名称を使用してはならない。

ただし、適用時期より前の事項を説明し、または表現するときには従前の名称を使用するものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。